

令和3年9月29日

於 教育委員会室

令和3年9月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

令和3年9月大和市教育委員会定例会

○令和3年9月29日（水曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	森 園 廣 子
3番	委 員	前 田 良 行
4番	委 員	及 川 紀 子
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	前 嶋 清	教 育 総 務 課 長	佐 藤 則 夫
学 校 教 育 課 長	北 嶋 知 成	指 導 室 長	高 井 文 子
教 育 研 究 所 長	中 村 美 紀		

○書 記

教 育 総 務 課 政 策 調 整 係 長	山 田 智 之	教 育 総 務 課 政 策 調 整 係 主 査	小 高 功
-----------------------------	---------	-------------------------------	-------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 教育長の報告
- 5 議 事
 - 日程第 1 （議案第24号）令和4年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について
 - 日程第 2 （報告第 4号）大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
 - 日程第 3 （報告第 5号）大和市教育委員会職員の人事異動について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

開会 午前10時00分

○柿本
教育長

ただいまから教育委員会9月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までとします。

今回の署名委員は、3番、前田委員、4番、及川委員にお願いいたします。

続きまして、私からの報告をさせていただきますので、メモをご覧になりながらお聞きください。

初めに、前月定例会以降の動きをご報告します。

8月24日には、臨時校長会を開催し、2学期以降のコロナ感染対策を実施した上での教育活動に関しての共通理解を図りました。

また、9月3日には中学校校長会、9月7日には小学校校長会に参加し、2学期が始まっての現状と課題を聞き取りました。

次に、新型コロナウイルス感染防止対応報告でございますが、8月23日には夏季休業期間を8月25日から8月31日まで延長を決定いたしました。延長した期間で2学期に向けて教育課程の見直しや学習環境の再点検を実施するとともに、不安を感じている児童・生徒への心のケアに取り組みました。

8月24日に臨時小中校長会を開催し、2学期に向けての共通認識を図りました。

8月31日は、17歳から12歳の子供たちへの新型コロナウイルスワクチンの接種券が市より発送され、12歳以上の子供たちへの接種がスタートいたしました。

9月3日には中学校校長会、7日には小学校の校長会に参加させていただき、現状と課題の聞き取りを行いました。

9月9日、緊急事態宣言を9月12日から9月30日まで延長することを国が決定いたしました。

9月22日、大和市は小学校6年生や中学校3年生を対象とした受験生へのワクチン優先接種を決定いたしました。

前月定例会以降の児童・生徒の感染者数は81名で、教職員にしましては2名でした。ここまでの合計は、児童・生徒222人、教職員14人となりました。

次に、9月、大和市議会一般質問のご報告をいたします。

今回は16名の議員の方からご質問をいただきました。時間の都合上、全てのご質問をご紹介できませんので、主なものに絞ってご報告いたします。

安藤議員からは、小・中学校における感染症対策の現状と臨時休業の対応についてのご質問でした。

小・中学校の臨時休業等につきましては、感染者の濃厚接触者が特定されていない場合や学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に、国のガイドラインや保健所の助言等を踏まえ、教育委員会と学校が協議しながら休業の範囲を決定していること。また、小・中学校では、感染リスクの高い活動の延期や中止など教育課程の入替えを随時行っており、また、感染不安などで登校できない児童・生徒に対して、1人1台端末を活用し、学習課題などのやり取りや授業配信等を行うことで学習を支援していることをお答えいたしました。

布瀬議員からは、子どもの権利が保障される学校であるためにとのことで、保護者間トラブルに関するご質問でございました。

昨今、子供たちが抱える課題の複雑化や保護者の要望の多様化が顕在し、学校内で解決することが困難な事案が生じていることは承知しております。学校では、日頃より学校生活における児童・生徒の様子を注意深く見守るように努めておりますが、それでもいじめ等の児童・生徒間トラブルを初めとし、様々な問題が生じており、学年職員や児童・生徒指導担当教員、教育相談コーディネーター等、複数の教職員でそれぞれの事案を共有し、速やかに対応に当たることで教育的解決を図っております。

また、学校単独で解決が困難となった場合、教育委員会やその他関係者機関に報告、相談を行い、より適切な助言や指導を受けるとともに、学校下において、必要に応じて情報共有を行うことで、様々な問題へのより適切な対応に備えていることなどをお答えいたしました。

国兼議員からは、コロナ禍状況における子供たちの現状と支援についてのご質問でございました。

コロナ禍で欠席が続いている児童・生徒については、電話や家庭訪問等で学校生活の情報を共有するなど、丁寧な対応に努めておりますが、新型コロナウイルス感染不安も含め、対面での面談に不安がある場合は、1人1台端末を活用した面談や課題のやり取りを進めております。

不登校児童・生徒への対応としては、担任や教育相談コーディネーター等が中心となり、関係機関との連携を図る等、一人一人の状況に応じたきめ細やかな教育相談等を行うとともに、コロナ禍の状況下を踏まえて1人1台端末の活用を進めております。

虐待が疑われるケースへの対応につきましては、関係機関との連携についてまとめた虐待防止ハンドブックの運用を4月から開始しており、

今年度、8月までで報告された虐待件数は33件でございます。また、市内小・中学校におけるヤングケアラー、またはその傾向にあると思われる児童・生徒について教職員にアンケートを実施し、50人程度と把握していることをお答えいたしました。

高久議員からは、オンラインを活用した学習支援についてのご質問でした。

オンラインを活用した学習を進めるに当たり、Wi-Fi環境のない家庭への対応として、1台につき、きょうだいがいなくても同時に接続できる貸出用モバイルWi-Fiルーターを各学校に整備しております。今後、感染不安で登校できなかつたり、臨時休業等で長時間授業を受けることができない児童・生徒に向けて、個人情報などに配慮しながら、オンラインを活用した学習や授業を進めてまいりますとお答えいたしました。

福本議員からは、通学路の安全対策についてのご質問をいただきました。

令和2年4月からは、本年の6月末までに市立小・中学校から報告があった交通事故の発生件数は、小学校27件、中学校6件、合計33件ありました。事故の原因としては、信号機のない交差点や横断歩道を一時停止せず、飛び出したことによるものが25件と最も多く、事故の種別として、最も多かったのは自転車と自動車による事故が17件、それぞれ発生しております。

また、通学路点検に伴い、学校を通してご提出いただいた改善要望の件数につきましては、平成30年度202件、令和元年度203件、令和2年度1件受理しております。

交通安全プログラムでは、学校PTAが中心となり実施していただいた通学路点検により提出された改善要望や点検依頼書について、道路管理者や交通管理者等の関係部署で構成する通学路交通安全推進会議による合同点検などの検討を踏まえ、具体的な改善対策の決定を行っておりますが、交通安全プログラムにより出された改善要望箇所の中には、用地買収を伴うため、改善までに時間を要することなど、課題があると認識しており、八街市の事故を踏まえ、今年度を実施する合同点検では、事前調査を十分行い、より実効性のある交通安全対策が実施できるよう努めてまいりますとお答えいたしました。

中村議員からは、学校におけるオンライン授業の現状と課題についてのご質問でした。

1人1台端末を活用した学習につきましては、児童・生徒の学年等の

実情に合わせて、活用の場面を授業の中だけではなく、休み時間や家庭学習へと広げながら進めてきたところです。ICTを活用した学びづくり等において大切にしていることは、オンライン学習の特徴を生かして、個別最適化された学びを提供することですが、コロナ禍においては教室で授業を受けることがない、受けることができない児童・生徒の心のケアや授業の配信等にも、1人1台端末を活用できると考えております。

オンライン学習につきましては、日々授業や家庭学習において、学習支援アプリケーションやドリル教材などを効果的に活用しておりますが、さらに児童・生徒の自主的な学びを促進するため、教育委員会が作成したウェブサイト、学BOXのコンテンツの充実など、環境整備も進めてまいります。

また、オンライン学習の1つである同時双方型のオンライン授業につきましては、何らかの事情により教室で授業を受けることができない児童・生徒の学びを止めないための手段の1つと捉えており、個人情報保護や小学校低学年への配信など、様々な課題を整理しながら、必要に応じて実施しております。

児童・生徒への学力の影響につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中で実施された全国学力・学習状況調査の結果は先日公表され、コロナ禍以前と比べて本市の結果につきましては全体では有意な差は見られず、目に見える形での影響は少ないと捉えることができますが、一人一人の学力への影響については今後も注視していかねばならないと認識していることなどをお答えいたしました。

赤嶺議員からは、保護者間トラブルに関する影響と対策についてのご質問でした。

ご指摘の報道にある児童間トラブルに関しまして、学校は昨年度、教育的な解決を目指して、複数の教員で対応するなど、組織的かつ誠実な指導を行いました。また、保護者に対しましても、学校は昨年度、既に臨時保護者会を開いて説明の機会を設け、今後の児童対応についての文書も配布し、教育委員会と一体となって適切に対応いたしました。

このことにつきましては、児童が特定される、個人情報に関わる保護者間トラブルであることから、教育委員会として、神奈川県教育委員会とも情報を共有し、協議を重ね、対応いたしました。現在、学校では児童の学習に対して、または不安等の悩みに対して、一人一人に真摯に向き合い、安心・安全な学校生活を支えております。

小田議員からは、小・中学校における自殺予防の取組に関するご質問

でした。

小・中学校では、児童・生徒自らが命の大切さを実感し、自己肯定感を高められるような教育活動に取り組むとともに、心身の悩みや不安を抱える児童・生徒を早期に発見するため、アンケートの結果などを活用し、丁寧に教育相談も行っています。また、心身の悩みや不安への対処の方法について、電話やメールでの相談窓口や匿名報告相談アプリ「STOP i t」などのツールが活用できることを伝えており、児童・生徒がいつでも相談できる体制づくりに努めていることをお答えいたしました。

山崎議員からは、外国人の子供の就学についてのご質問でした。

日本国籍を有しない、いわゆる外国人の子供の就学につきましては、保護者に対する就学義務はございませんが、国際人権規約等も踏まえ、本市の小・中学校への就学を希望する場合は、就学の受入れを行っております。外国人の児童・生徒445人の就学の内訳については、本市の小・中学校及び私立の小・中学校へ就学された児童・生徒は419人、外国人学校に就学された方が22人、転居、出国を予定されていた方が4人となっており、未就学となった外国人の児童・生徒はおりません。

教育委員会におきましては、文部科学省が示した外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針に従い、就学への広報や保護者への説明を行うとともに、関係機関と連携し、今後も外国人の子供が未就学とならないよう丁寧な対応に努めておりますとお答えいたしました。

鳥淵議員からは、通学路の安全確保についてご質問をいただきました。

八街市での事故発生後、教育委員会では学校に対し、児童・生徒への注意喚起と、より一層の交通安全教育の充実を依頼するとともに、児童の登下校時における危険箇所の見守りをお願いいたしました。

また、教育委員会においても、学校等から要望があった危険箇所への見守りや再点検、簡易な草刈りや補修、啓発看板の設置などを実施しております。

学校においては、小学生向けの交通安全教室の実施や登下校指導を定期的に行っており、生活科や体育、保健体育課等においても、通学路の様子や交通事故の防止について学習しております。

また、交通安全プログラムに伴う通学路点検により提出された改善要望等については、教育委員会より施設を所管する道路管理者や交通管理者等へ要望書を提出し、交通安全対策の実施をお願いしております。し

かしながら、交通安全対策の実施に当たっては、要望された内容に対し、改善までに時間を要する場合もあるため、関係機関のご意見を伺いながら調整を行い、改善に努めてまいりたいと考えていることなどをお答えいたしました。

山本議員からは、学習指導要領に基づいた指導についてのご質問でした。

本市の公立小・中学校では、学習指導要領を基に作成された文部科学省検定済み教科書を使用し、適切に学習指導を行っていることをお答えいたしました。

山田議員からは、学校における働き方改革に対してのご質問でした。

社会の急激な変化が進む中で、学校を取り巻く環境は複雑化、多様化しており、学校や教職員の求められる役割や責任が拡大しているものと認識しております。

また、近年問題となっている教職員の長時間勤務の改善は、喫緊に取り組むべき課題の1つであると捉えており、教職員の働き方改革を推進し、仕事と生活との調和を図りつつ、職務に従事できる環境を整えることは学校教育の発展に大きくつながるものと考えております。

本市においては、業務効率化のため、これまでに校務支援システムの導入や学校閉庁日の実施、留守番メッセージの活用などの取組を学校現場と連携し、進めてまいりました。教職員の働き方改革をさらに推進するため、本市教育委員会では大和市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則及び具体的な取組を示した大和市の教員の働き方に関する指針を本年3月に策定し、小・中学校校長会において教職員の時間外勤務の軽減、縮減を図り、効率的な業務の執行に努めるよう求めたところでございます。今後につきましても、質の高い学校運営が行えるよう教職員の働き方改革を推進してまいりたいと考えていることをお答えいたしました。

また、山田議員からは、スクールロイヤーについてもご質問がございました。

教育委員会では、学校内でのいじめや児童・生徒間のトラブルにつきましても、児童・生徒の問題行動等調査や、学校からの報告により把握しており、平成29年度は小・中学校合わせて、いじめ認知件数が676件、暴力行為が272件、平成30年度はそれぞれ860件、284件、令和元年度はそれぞれ914件、199件となっております。

今後、諸問題について、法的根拠が必要となる状況においては、学校と教育委員会及び市関係各課と連携し、対応してまいります。専門家

への相談を要する事案が生じる可能性もあり、教育委員会といたしましてはスクールロイヤー制度は法的な視点から助言を行う専門家として、学校と保護者との関係調整やいじめ防止等の対策の一助となるものと捉えており、よりよい法律相談体制の構築に向けて、国や県の動向をより一層注視していくこととお答えいたしました。

石田議員からは、教育機関でトラブルが発生した際の対応についてのご質問でした。

子供たちは学校という教育の場において、日々出会う問題を解決しながら、多くのことを学んで成長しており、学校は子供目線に立った教育的解決を目指し、子供たちの成長に向き合いながら、保護者と連携し、組織的に支えています。

多様化する社会情景を背景に、学校が直面する問題は時として複雑化し、学校の組織対応だけでは解決が困難なことも増えており、学校と教育委員会、関係機関が連携した相談体制が一層重要になっております。全ての子供たちにとって学校が安心・安全な教育活動の場であるためには、保護者や地域との信頼関係を築いていくことが不可欠であると考えていることなどをお答えいたしました。

河端議員からは、医療的ケアが必要な児童・生徒の在籍状況と看護師等の配置状況についてのご質問でした。

現在、5校の小学校に在籍する5名の児童に対して、それぞれ看護師が常駐し、医師による指示、指示書に基づいて医療的ケアを実施していることとお答えいたしました。

小倉議員からは、教育委員会の自己点検評価報告書に関してのご質問をいただきました。

学びの保障と確かな学力における、放課後寺子屋やまと事業につきましては、コロナ禍においても子供一人一人の学びを保障し、基礎学力、学習習慣の定着を図るため、感染防止対策を徹底しながら実施してまいりました。

また、学習指導要領が掲げる児童・生徒の主体的な学びの実現のためには、児童・生徒の個々の実態に応じた学習支援や学びへの意欲を高める授業づくりなどの実践的な指導力の向上が求められており、教育委員会では、若手教員を対象とした授業力向上研修講座の開催や指導主事による学校訪問指導、寺子屋コーディネーターによる授業力向上支援などを実施してまいりました。

安心・安全な環境を整え、健康な心身を育てますに関わる本市の学校給食施設につきましては、老朽化が進んでいる施設もあるため、点検結

果や劣化状況等を踏まえ、補修や修繕等により施設維持を図っております。具体的には、南部調理場において、令和2年度から給食施設及びボイラー設備の改修工事を行っており、同様に中部調理場においても現在、ボイラー設備改修工事の実施設計を行っていることなどをお答えいたしました。

古木議員からは、小・中学校における防災教育の取組についてご質問がございました。

従来の防災教育の課題として、緊急時に教員の指示に従い、速やかに行動することに重点が置かれ、自分の命を自分で守る、自助の力を育む機会の不足が挙げられております。

この課題を踏まえ、学校では、休み時間や清掃時間を利用し、教室以外の場所で児童・生徒がどのように自分の身を守るかを子供自身が考える、無告知型の訓練を実施するなど、児童・生徒が主体的に取り組む防災教育の充実を図っております。

また、大規模災害時には、火災の延焼阻止が本市の大きな課題であり、学校では地域災害の特徴やスタンドパイプなどの消火資機材の取扱いについて正しく理解させるとともに、地域防災に協力する姿勢を育むことに重点を置いた防災教育が必要であると考えており、教育委員会では、消防本部と連携し、全教職員が地域災害の特徴を踏まえた防災教育に関連し、より実践的な技能を身につけるため、スタンドパイプ消火資機材の実技研修を市内全小・中学校で実施していることなどをお答えいたしました。

以上で議会の報告を終わり、最後に次月定例会までの予定でございますが、次月までの予定に関しましてはお手元のメモでご確認いただきたいと存じます。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。

ただいまの報告に関しまして、質疑等、委員の皆様からございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

どうぞ、森園委員、お願いいたします。

○森 園 委員 15番の小倉議員さんの部分で、教育委員会の自己点検と評価報告についてでございますが、今の報告をいただきましたところ、寺子屋についてのいろいろご説明が多かったんですけれども、基本的には、この評価についてという部分の全体の捉え方でのご質問だったのでしょうか。

○柿 本 教育長 質問の内容を全部こちらに網羅しているわけではございませんが、皆さんにおつくりいただいた点検・評価を逐一ご覧いただきまして、気になっているところというところでの質問を何点かいただいた中からご紹介

介させていただきました。

○森 園 委員
それが寺子屋。

○柿 本 教育長
その中が寺子屋であったり、保健給食の施設の問題であったりという
ようなことでございます。

○森 園 委員
分かりました。ありがとうございます。

○柿 本 教育長
どうぞ、前田委員。

○前 田 委員
1 2 番の山田議員の答弁の中で、スクールロイヤー制度のことが出てきたのですけれども、学校としては、専門家へ相談しやすい、よりよく相談しやすいという観点から、とても意義のある制度じゃないかなと思います。

そこで、この制度を取り入れている近隣の市もありますので、その様子や状況を見ながら、大和としても積極的にちょっと検討していった方がいいかなと思いました。

○柿 本 教育長
ありがとうございます。

県のほうも検討を進めておまして、そちらのほうとも連携をとっておりますが、スクールロイヤーにつきまして、これから多分、相当重要な場面で必要とされる要素があるかなと考えております。

そうした意味で、また教育委員会の皆様のご意見も伺いながら、具現化するにはどのような道があるか、またはどのようなことが必要かということも含めて、ご意見のほうを承るようにしてまいりたいというふうに思います。

よろしいですか。

○前 田 委員
はい。

○柿 本 教育長
ほか、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、ただいまの報告に対する質疑のほうは終了させていただきます。

ここで暫時休憩といたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、本議場内の説明員を必要の都度、入れ替えさせていただきます。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

◎議 事

○柿 本 再開いたします。

教育長 それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第24号「令和4年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

北島学校教育課長。

○北 島 よろしくお願いいたします。

学校教育 議案第24号「令和4年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方
課 長 針について」、説明させていただきます。

それでは、1枚おめくりいただき、1ページ、大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針をご覧ください。

大和市教育委員会は、学校の組織としての能力を高めるとともに、教職員の意欲と専門性の向上を図るため、また、教職員の世代交代が円滑に進むよう、人事異動に当たっては次の事項を基本方針とし、関係機関の協力の下に教職員の適正な配置に努めるものとしております。

基本方針の1、組織力の向上を図るに關してですが、本市教育の活性化を図り、教育効果を高めるため、積極的に転任及び配置換えを行い、教職員組織の充実と均衡化に努め、魅力ある学校づくりの推進と学校の組織力の向上を図るとしております。

基本方針の2、人材育成を推進するに關してですが、世代交代が進み、教職員の年齢構成等が変わりつつある中、全市的な視野に立った人事異動により、一人一人の教職員が多様な経験を積み、組織内での自らの役割を意識し、意欲的に力を発揮できるよう人材育成を推進するとしております。

以上が大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針に關する説明となります。

参考資料として、令和3年度教職員人事概要をつけさせていただきますので、簡単にご説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

まず、令和3年5月1日現在の県費負担教職員数についてです。小学校731人、中学校376人、合計1,107人となっております。

続きまして、1、総括教諭・教諭の男女年齢別の人数でございます。小学校、中学校ともに50歳代の割合が少なくなっております。また、中学校では40歳代の教員の割合も、昨年よりは多くなっておりますが、まだ少ない状況であります。また、30歳代の割合は昨年度よりは多くなっております。

続きまして、2、同一校の多年勤務者数でございます。今年度末の在職年数となります。10年以上の人数ですが、この中には10年目の方も含まれております。今年度で定年のため異動の見送りをした方だったり、あとは産休、育休が続いたため、どうしても異動ができなかった、させられなかった方もおられます。

続きまして、3、令和2年度末の異動状況でございますが、表にあるとおりでございます。

4、新採用教職員の推移でございますが、令和3年度は小・中学校合わせて55名採用いたしました。

3ページ、5、再任用教職員の推移でございます。令和3年度は小学校が24人、中学校が33人、合計57人の方が再任用として任用されております。そのうち新たに再任用になられた方は、小学校は6人、中学校は13人。昨年、中学校のほうが定年退職等の方が多かったものですから、このような数が出ております。

続きまして、6、児童・生徒・教職員数の推移、最後に7、令和3年度の学年別児童・生徒数・特別支援学級在籍数でございますが、表にあるとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。
質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
森園委員、お願いします。

○森園
委員

2点です。この表には載ってはおりませんが、1番の総括教諭・教諭の男女の年齢別、それは分かります。あと1つ、その比例を見たいのは、校長職にある方の男女の比を教えてください、これから参考になるかと思っております。

あと1点は、この令和2年度末の異動状況の欄で、辞職とありましたけれども、それは定年退職の方と途中でお辞めになった方が、この辞職で入っているのでしょうか。その2点でございます。

○柿本
教育長

よろしいですか、学校教育課長。

○北島

校長職の方の男女比については、ちょっと今すぐには、何となくは分

- 学校教育課長 かりますが、正確な数字は出ませんので、後ほどということでもよろしいでしょうか。
- 柿本教育長 確認して後ほど正式な、正確な数字でお願いします。
- 森園委員 はい、お願いいたします。
- 北島学校教育課長 分かりました、すみません。
あと、3番の辞職のところにつきましては、定年勸奨、それから自己都合でお辞めになられた方だったりとか、あとは私のように教育委員会に來られた方の人数なんかも含まれております。
以上でございます。
- 森園委員 分かりました。
- 柿本教育長 森園委員、よろしいですか。
じゃ、校長の男女比については後ほどということで、確認をお願いします。
- 森園委員 はい。
- 北島学校教育課長 分かりました、はい。
- 柿本教育長 ほか、委員の皆様、いかがでしょうか。
前田委員、お願いします。
- 前田委員 4番の新採用教職員の推移でありますけれども、市だけでは分からないと思うんですが、県の意向もありますので。3年度が55名、これ以降、見通しはどうなっているのでしょうか。
というのは、1番の年齢を見ても、51歳から60歳の方が非常に少ない。ということは、退職される方も少ない。となれば、それに準じて新採用が少なくなるのかと思いつながら、今度35人学級ができますよね。それから高学年の教科担任制、これをやると、先生の数は当然増やさなきゃいけない。こういうことも絡んで、今後、新採用の数をどうするのか、県のほうで分かっていることがありましたら教えていただきたいなと思います。
- 柿本教育長 今の中で、分かる範囲の中で、じゃ、学校教育課長。
- 北島 県のほうからというのは、特に今のところは状況としては入っており

学校教育課長 ませんけれども、例えば3ページの6番の児童・生徒・教職員の推移を見ていただくと、例えば23年度の児童数と今の児童数は減っているわけですね。ですが、教職員の数は実は増えている。その要因としては、1つはやっぱり少人数学級が進んでいることというのと、あとは特別支援学級が増えているというところもあると思いますので、先ほど前田委員がおっしゃられたように、定年の数が若干減ってくるかなと思っていたところで少人数学級が入ってきますので、これまでどおりか、若干少ないぐらいかなというふうな見通しは持っており、県のほうにもその教職員の配置についてはお願いはしているところでございます。

○柿本 教育長 どうぞ。

○前田 委員 ありがとうございます。

先生方も若い女性の方が多いということで、それこそ産休育休をとる方が、今も多いですけれども、さらにまだ増えると思います。それを考えると、やっぱり教員の数を準備しておくというのはおかしいですけれども、教員の数が多いほうがいいかなと思います。

産休育休になったときに、替わりの先生がいないというときが一番困るのですよね。学校のほうにも負担がかかりますし。そうならないように、どうすればいいか難しいところなのですが、お願いしたいなと思います。

○柿本 教育長 どうですか、課長、現状的に、世の中一般的に人手不足と言われていて、今回もコロナで随分といろんなお仕事で学校現場に人が入りましたけれども、教職員といったところから見ての人員の確保というのは結構、今、順当にいつているのかどうか、そこら辺をちょっと、今、多分そういった委員からのご心配の声だと思うんですが、そこら辺はいかがですか。

○北島 学校教育課長 言いづらいところもあるんですけども、やっぱりなかなか苦しいところでございます。県のほうにもお願いしたり、あとはほかの市町村にも連携しているところですけども、どこの市町村もやっぱり同じような状況です。学校教育課としては、できる限り声をかけていく、今まで登録した方にも再度声をかけていく。やっぱりどこかでお仕事されている人も多いんですけども。あとは、退職された方にもお願いをするという形で、こちらとしてはそういうところで努めているところでございます。

○柿本 教育長 ありがとうございます。
どうぞ、森園委員。

○森 園 委員 その関連でございますが、私、先ほどの離職者に対して、お辞めになった原因が産休とか、そういうものでお辞めになったというような部分もここに入っているのではないかと思って、辞職の内容を、ここで退職者の内容がちょっと聞きたかった。

例えば、出産のために職を辞さなければならないということも出てくるのかなとか、そういうことをこういう表でちょっと知りたかったかなと思ったんです。

○柿 本 教育長 どうですか、そこら辺のケースとして、

○北 島 学校教育課長 出産のためという方はいらっしゃらないです。ご家庭の事情だったりとか、そういうことは中にはありますけれども。

○森 園 委員 そういうことは結構守られている。

○北 島 学校教育課長 出産に関しては、産休育休がやっぱりきちんとしておりますので、それを理由に辞めるという方はいらっしゃいません。

○森 園 委員 そうですね。はい、ありがとうございます。

○柿 本 教育長 ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、質疑のほうを終結させていただきます。

これより、議案第24号について採決いたします。

本件の原案につきましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第24号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○柿 本 教育長 再開いたします。

日程第2、報告第4号「大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

佐藤教育総務課長。

○佐 藤 報告第4号でございます。資料のほうをご覧ください。

教育総務
課長

「大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第3項の規定により承認を求めますのでございます。

本報告の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染が非常に拡大した状況を鑑みまして、2学期を迎えるに当たりまして、さらなる感染防止策を講じる必要があったため、夏季休業を延長する必要がございました。その手続といたしまして、夏季休業等について定めている大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の改正が必要になったものでございます。

しかしながら、本規則改正に、教育委員会の定例会にお諮りするいとまがなかったことから、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則に基づきまして、教育長が事務を臨時に代理したものでございます。

恐れ入ります。2枚おめくりいただきまして、横表示になっております新旧対照表をお開きください。

こちらの表でございますが、左側に改正案、右側に現行の規則の条文を示したものでございます。

改正案の下段のほうをご覧ください。3番になります。括弧のところの表示でございますが、「（令和3年度における休業日の特例）3 第3条第1項第4号の規定にかかわらず、令和3年度における同号に掲げる夏季休業日は「7月21日から8月31日まで」とする。」という条文を加えるものでございます。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

（「特にありません」の声あり）

よろしいでしょうか。

質疑のほうを終結させていただきます。

それでは、報告第4号について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、報告第4号は承認されました。

ここで日程を変更し、報告を1件追加しますが、議事運営上、その他の後に審議することといたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

○柿本 教育長 では、再開いたします。

では、先ほどの報告ということで、学校教育課長。

○北島 森園委員、校長先生でよろしいですかね。

学校教育課長 (「はい」の声あり)

男性の校長が18名、女性が10名、小・中学校合わせてですけれども、パーセントとしては男性が64.3%、女性が35.7%という数になっております。

○森園 委員 ありがとうございます。

○柿本 教育長 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

◎その他

○柿本 教育長 再開いたします。

それでは、その他に入ります。

各課での報告事項について、順次報告してください。

初めに、令和2年度学校評価について、高井指導室長。

○高井 指導室長 よろしく願いいたします。

それでは、資料をご覧ください。

大和市学校教育基本計画に基づく令和2年度学校評価アンケートについてご報告をいたします。

初めに、学校評価の目的でございますが、大きく3つございます。

1点目は、各学校が自ら教育活動や学校運営について目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組などについて、学校の自己評価や学校関係者にある評価を通して、組織的、継続的な改善を図ることです。

2点目は、各学校が保護者、地域の方々へ評価の結果を公表し、説明することで、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを進めることです。

3点目は、教育委員会が学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ることとしております。

それでは、各学校から報告されました学校教育基本計画に基づく令和2年度学校評価アンケートをご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

学校評価は、それぞれ基本目標4つの中に16項目の施策の方向がございいます。その施策の内容ごとにそれぞれの学校がAからDまで4段階で自己評価をしております。それぞれの項目に対しまして、Aは達成できた、Bはおおむね達成できた、Cは達成に及ばなかった、Dは課題があるという評価基準になっております。

それでは、1 ページ目、基本目標1「子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます」には、5項目ございいます。小・中学校ともに全ての項目において達成できた、またはおおむね達成できたと評価が出ております。

5項目に分かれております一番上、1をご覧ください。基本目標1の1、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と活用を重視した教育を推進しますでは、小学校においてA評価課が5校、中学校ではA評価が7校と評価が分かれてございいますが、小学校では担任が多く教科を教えているため、教科ごとの授業改善の視点において、中学校とは異なった結果となったと捉えております。

続きまして、2つ下の3、基本目標1の3、学習に対して困難をかかえる子どもに適した教育を推進しますの項目においても、A評価の学校が小学校で5校、中学校で7校という結果になっております。学校では、支援を必要とする児童・生徒の個々の状況を把握し、場合によっては外部機関とも連携をしながら、適切な対応を行い、全職員で支援を必要とする児童・生徒の情報共有もできているようございしました。中学校のほうがより組織的に動いているようなので、小学校にもその様子を紹介していきたいと考えております。

続いて、一番下の5、基本目標1の5、学びを支える教育環境整備を進めますの項目では、令和2年度はコロナ禍のため様々な行事が中止になる中、ICT機器を使って工夫し、集会活動等を実施している学校もございしました。全校1人1台端末導入により、児童・生徒によりよい授業の提供ができるようになることを期待してございました。中学校では、令和元年度から導入されたプロジェクターの活用も含め、授業の幅が広がっていると感じております。

続きまして、ページをめくっていただいて2ページ目、基本目標2「様々な体験を通し、豊かな感性を育みます」には、3項目ございいます。

上から2段目、基本目標2の2、感受性を育て、表現する力を養う教育を推進しますの項目についてです。コロナの感染拡大防止の観点から、例年実施している芸術鑑賞や福祉体験が実施できなかった学校が多かったようで、その下、3番、2の3の項目も同じように様々な体験活動の提供がコロナ禍の影響を受け、実施ができませんでした。そのため、C評価をつけた小学校がございませう。小学生は教員の指導なしには体験活動が困難なことから実施があまりできませんでした、中学生は自主的に密を避けるようなことから数を分散させたり、講師の数を変更したりして、工夫して実施できた学校もあつたようございませう。今後も芸術鑑賞、福祉体験のための補助を継続していきたくて考えておりませう。

続きまして、3ページをご覧ください。

基本目標3「安心安全な環境を整え、健康な心身を育てませう」には、4項目ございませう。

上から2段目、基本目標3の2、健康な心身のための食育を推進しますについてですが、休業期間中も栄養教諭を中心に食育に関する情報提供を行つた学校もあつたようですが、栄養士などと連携し、授業中や給食時間中に営業についての講話をした学校もありませう。しかしながら、飛沫防止のため黙食を行わなければならない中で、食育の推進が難しかったようございませう。

続きまして、4ページをご覧ください。

基本目標4「多様性を尊重し、他者とともに生きる社会性を育てませう」には4項目ございませう。

1段目、基本目標4の1、一番上になります。いじめのない学校生活に向けた取組を進めませうについては、いじめの未然防止と早期発見、早期対応を目指したいじめ防止基本方針に基づき、児童支援中核教諭・生徒指導担当教諭を中心として、職員の共通理解を図り、関係機関等と連携しながら、学校全体として組織的な対応を行いました。中学校ではスマートフォン用の匿名報告・相談アプリケーション「STOP i t」を1人1台端末に導入し、全員に導入し、いじめの早期発見と早期対応に努めてまいりました。今後も研修等を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めてまいります。

説明は以上ございませうが、大和市学校教育基本計画に基づく令和2年度学校評価アンケートの結果といたしましては、28校全校が全ての項目においておおむね達成できた自己評価をしていませうと捉えておりませう。

その一方で、コロナ禍において外から感染源を持ち込まないように取り組んだため、地域や外部機関との連携ができませんでした。今後もコロナ禍にあっても子供たちの学びが止まらぬよう学校と連携してまいります。

以上でございます。

○柿本教育長 説明が終わりましたので、この学校評価につきまして、何かご意見等あればお願いいたします。

どうぞ、前田委員。

○前田委員 C評価がついているところが3か所あるんですけども、コロナ禍によって影響を受けたというのは、これはもうしようがないかなという反面、ただ、その同じ項目の中でもAをつけている学校が複数校あるということを考えれば、情報交換を行うなど、いろんな方法はあると思うので、それを踏まえて改善に努めてほしいなと思いました。感想です。

○柿本教育長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

森園委員、お願いします。

○森園委員 基本目標の2でございますけれども、やはり同じように、前田委員がおっしゃったように、C評価が小学生では3ついております。この芸術、小学生だから実体験ができないとか、いろいろ現実的なことはあると思いますけれども、創意工夫というものがございまして、小学生でも、心を養う、豊かな感性を養うというのは、実体験ではなくてもほかに代わるような工夫があるのではないかなと思っております。

あと例えば、学校の周りの環境というか、草取りをしましょうとか、ソーシャルディスタンスをやりながら見るとか、あとはクラシックの音楽とか、そういうものを流すとか、その地域の昔話のある時間として聞かせるとか、いろいろ工夫があったのではないかなと思っております。でも、小学生なので仕方ないなという部分もございます。

それと、基本1の学びの3番、非常にこれはよかったなと思いますのは、中学生が非常に連携を取りながらとか、組織絡みに対して行っているということでA評価がついております。これはもうすばらしいなと思って見させていただきました。これは、その様子を小学生にも紹介してほしいというのは理想だと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○柿本教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次にまいりたいと思います。

続きまして、夏休み小学校寺子屋やまと及び夏休み中学校寺子屋やまと実施機関についての報告を、高井指導室長、お願いします。

○高井 指導室長 それでは、令和3年度小学校夏休み寺子屋やまと及び中学校夏休み寺子屋やまとについてご報告をいたします。

初めに、小学校夏休み寺子屋やまとでございますが、夏休み期間中の10日間、全小学校で実施をいたしました。寺子屋コーディネーター1名と学習支援員3名から5名、さらに応募いただいたボランティアの方々に子供たちの勉強を見てもらっております。

昨年度は、新型コロナウイルスに伴う臨時休業に伴い夏休みが短縮されたため、夏休み寺子屋は実施しませんでした。今年度は新型コロナウイルス感染症防止のため、教室の人数制限や消毒時間の確保、産科児童・生徒の事前検温の徹底など、感染対策を講じて2年ぶりに実施をいたしました。

それでは、資料をご覧ください。

1、児童参加人数（延べ人数）でございますが、今年度は1万6,342人となりました。昨年度、一昨年度に比べまして5,000人ほど減少しております。これは事前に参加人数の調整を行ったことや、夏休み期間中にデルタ株の感染拡大の報道があり、参加を見合わせた家庭が増えたこと、コロナ陽性者や濃厚接触者の報告があり、寺子屋の開催を中止した学校があったことなどが理由でございます。

また、参加児童を学年別で見ますと、1年生から3年生の低学年が6割、4年生から6年生の高学年が4割の参加となっております。

続きまして、(2)開催日別参加人数（延べ人数）でございますが、各学校では10回開催をしておりますが、開催日は学校によって異なっております。夏休みの初めに宿題や課題に取り組もうとする児童が多いため、前半の参加人数が多くなっております。また、今年度は一昨年同様、開催日に合わせて学校図書館を5日間開館いたしました。調べる学習のため本を探したり、課題が早く終わって読書をしたり、こちらは大勢の利用がございました。

続きまして、2ページをご覧ください。

参加した児童からのアンケートをまとめました。参加したほとんどの児童が参加してよかったと回答しております。学習内容は、学校の宿題、家で勉強している問題集などが全体の70%を占めております。また、友達と一緒に勉強できる、分からないところを先生や友達に教えてもらえる、落ち着いて勉強できるなどの意見から、夏休み寺子屋やまと

の環境や体制が児童にとって、勉強するに当たって効果的なものであるということがうかがえます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、報道等ではICT機器を活用したオンライン学習への対応が叫ばれておりますが、児童は先生や友達との対話的な学びも求めておりました、今後も寺子屋事業の果たす役割は大きいと感じております。

続きまして、中学校夏休み寺子屋やまについて報告をいたします。
ページ、3ページをご覧ください。

中学校も昨年度は中止となりましたが、今年度は各校において実施することができました。

学習支援コーディネーターと学習支援員による夏休みの宿題や、これまでの復習を中心とした全学年対象の夏休み中学校寺子屋やまとでございしますが、参加人数は延べ人数で1,768人となっております。

ページ下段以降に参加した生徒の感想を一部掲載しておりますが、初めての寺子屋でしたが、小学校と変わらない感じでちょっと意外でしたとあり、現在の中学1年生は小学校入学時から放課後寺子屋やまとを利用しております。今回、夏休み中学校寺子屋やまに参加することで、中学校寺子屋やまとも身近な存在であることに気づいてくれたと捉えております。

続いて、4ページをご覧ください。

中学校3年生対象の中3夏の学習会も実施いたしました。参加延べ人数は2,391人で行いました。

中学3年生向けの英語・数学の受験対策、復習コースにつきましても、入試問題に触れることで有意義な学習会になったという意見が多数寄せられました。ほかにも、冬休みも参加したいという声も多くあり、感染状況を見ながらではございますが、積極的に周知を行い、生徒の学力を今後も支援してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○柿本 教育長 ただいまの報告につきまして、何かございましたらお願いいたします。

お願いいたします、前田委員。

○前田 委員 それぞれ子供たちの感想が書いてあるんですけども、特によかったということがいっぱいあります。それで、これを見て、ああ、よかったというだけじゃなくて、中には先生が優しく教えてくれるとか、それからとても分かりやすく教えてくれたとか、いろいろ書いてあります。このよかっただけじゃなくて、普段の授業の中でもこれを生かせるよう

に、やっているでしょうけれども、再度確認しながら生かしてほしいなと。普段の授業でもこうやっていけたらいいなと思いました。

○柿本
教育長

ありがとうございます。
ほかはいかがでしょうか。
森園委員、お願いします。

○森園
委員

感想を述べます。

1点は、1ページの学年別参加人数の割合です。今までずっといろいろな統計を見させていただいておりますと、本当に低学年が圧倒的に多くて、高学年になるほど本当に少なくなっちゃうというのが現状でございましたけれども、今回のこれは本当にバランスがよくとれていて、本当に全体が来てくださったんだなという思いが、本当にこれを見て、ああ、寺子屋もいろいろなことを考えながらここまで持ってこられたのだなと思って、ちょっと感動しながら見ております。

それと、図書館を5日間開いたと。これも多分初めてのことだと、私の記憶では思うんですけども、これもすごく、やはり端末でもいいけれども、図書館で調べるといふことの基本をこういうところで与えるという結果はよかったんじゃないと思っております。

それと、あと3件目、今、前田委員も言いましたけれども、本当に先生が優しく教えてくれる、先生が分かりやすい、先生がとてもよかった。ええ、これじゃ学校ときは、じゃ、それじゃないんじゃないのかなとか、ふと思っちゃうくらい、先生がよくとても感動しているようなあれがあったので、はてと思うこともあったんですけども、より感動したと捉えたいと思います。対話的な学び、これが非常に大切だなというのは、この子供たちの感想でよく分かりました。

そういうわけで、寺子屋のメニュー、プログラムは本当に年々いろいろ創意工夫された中で運ばれているのは、私も見ながらうれしく感じております。これからもよろしく願いいたします。

以上でございます。

○柿本
教育長

ありがとうございました。
ほかはいかがでしょうか。

私も1つだけちょっと感想を言わせていただいて、2ページの小学生のほうの子供の感想の一番右側の上から3つ目に、辞書があるという感想が、ちょっと私は非常にこれは実は衝撃的に受け取りました。家で勉強しているのと何が違うのかって、学校の寺子屋行ったら辞書があるというところは、やっぱり子供の学びを支えるという意味では、やはりちょっと非常に意味の深い感想であるかなというふうには感じました。

ありがとうございました。またご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

それでは、報告のほうを続けたいと思います。

続きまして、令和3年度大和市ネット利用における実態調査結果について、中村教育研究所長、お願いします。

○中村 教育研究所長 では、令和3年度大和市ネット利用における実態調査結果をご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

所長 お手元の資料に沿ってご説明いたします。

こちらは、結果を基に担任が実態把握をして、情報モラル教育に生かすために実施しております。こちらは令和3年7月に実施いたしました。対象となるのは児童・生徒2,669名、4年生以上。中学3年まで、各学校、各学年1クラスの抽出の調査となっております。

今回は、1人1台端末であるクロームブックを使って、ウェブ上で子供たちは実施しております。それでは、(1)から(13)までございますが、順にご覧いただきながら、その中でも特に学校と共有したいことについて、流れの中でご説明いたします。

では、ページをお開きください。

では、(1)番、学校以外で使っている自分専用の機器について教えてくださいの問いには、1番上の折れ線グラフになりますが、こちらの一番上が自分専用のスマートフォンを所持している子供たちの率となっております。中学1年になるにつれて大きく上がって、中3の子では自分専用のスマートフォンは90%の子供が所持していると回答しております。

続いて、真ん中あたりです。(2)番、いつ頃から携帯・スマホを使っていますかという問いに対しまして、ご覧いただきたいのが下の表になるんですけども、一番左、小学校4年生の子供が入学前に持っていましたと答えている子が11.2%。一番下の中学校3年生の子は、入学前に持っていた子供は2.7%であったということで、所持する低年齢化が進んでいるということがここから分かります。

続きまして、3ページ、一番上、(3)番、ゲーム、携帯、スマホやパソコンなどの機器について、家の中で使うときのルールはありますか、こちらに教育委員会としては注目いたしました。どこに注目したかといいますと、下の表の一番右側、特にルールはないと回答した子供たちの数字に注目いたしました。小学校4年生で20.9%、中学校3年生においては33%の子供たちが、家で使うときのルールがないと回答しております。

ここに注目いたしまして、まず家庭でのルールづけも必要となりますが、守れないようなルールであったり、大人から無理な制限をかけるのではなく、子供たち自身がどうすれば守れるかということをご家庭で考えていただく必要があるのではないかと考えました。

また、教育研究所から学校への働き方としまして、委託しております教育ネットという業者向けの、業者による保護者向け講演会、こちらを実施しておりますので、そちらを活用するであるとか、あとはこちらの教育委員会のほうで家庭に啓発資料を配布していくなどの対応ができると考えております。

続きまして、4番、インターネットで使ったことや見たことがあるサービスを教えてください。こちらはもうありとあらゆる、動画であるとか、ゲームであるとか、それに多くの子供たちが関わっていることがここから読み取れます。上のLINE、YouTubeは、もうほぼ90%以上の子が見ております。

次のページをご覧ください。次にも続いております。

こちらのページに載っているものは主にゲームです。これだけの子供たちが活用しているということです。

次、真ん中からかなり下になりますが、(5)番、普段のYouTubeの利用について教えてくださいということで、活用度が高いYouTubeなんですけれども、動画を見ることが主な利用方法だということがここから読み取れます。

続きまして、5ページをご覧ください。

こちらは(6)番、平日、学校以外でゲーム、携帯、スマホやタブレットなどの使用時間は、1日当たりおよそどのくらいですかという問いです。下の7番は、休日どのくらい使っていますかというものなんですけれども、1つの着目点としまして、2時間というものを注目したいと思います。

棒グラフの左側から4つ目のちょっと濃い色のついている部分になりますけれども、こちらが2時間使っている子供たちとなります。家庭でICT機器を使用する時間については、昨年度と大きく変わってはいないんです。ただ、平日、休日とも、学年が上がるにつれて増えていきます。

小学4年生が平日に2時間以上使用する割合が、もう既に50%以上であり、休日においては中学3年生では90%以上が2時間以上使用しているということが分かります。

そして、続きまして、ちょっとご覧いただきたいところが、次のペー

ジをご覧ください。

こちらは、平日、学校以外で、家に帰ってから、勉強や調べ物のために携帯、スマホ、タブレットやパソコンなどの使用時間は1日当たりおよそどのくらいですかというものなのですが、こちらも2時間というところにちょっと注目したいと思うんですが、棒グラフの左から4つ目の数字が2時間のラインなんですけれども、学習で全く使っていないよという子は一番左の数字です。30分から2時間使っている子がかなりいることが分かりました。

9番については休日です。

そして、続きまして7ページ、(10)番、ゲーム、携帯、スマホやパソコンなどの機器を使っていて、次のようなことがありますか、ここに着目点を置きました。まず、どこに着目したかといいますと、このグラフの下から2つ目、食事中や深夜でも、スマホやパソコンを使ってしまうと回答した子供たちがこのようになっております。

昨年度と大きく数字は変わらないんですけれども、中学校3年生になってきますと、30%の子供たちが食事中や深夜でも使ってしまうということが分かりました。

ここに着目しまして、教育研究所では、所持率や使用時間を見ても、もうとにかく使うことが前提であるんだということに着目しまして、その上で、自分の生活や健康、知者との関わりを大切にするために、してはならないと指導するのではなくて、こうすればよいという指導に転換していく必要があるなと感じています。

教育研究所からの学校への働きかけとしまして、1人1台端末になったということで、クロームブック使用の手引きにあるルールを子供たちに再周知するように学校に依頼したり、あとは学校でも、端末使用のルールというものをつくっている学校もありまして、子供たち自身にもう考えさせていく、そういうような方向に転換していく必要があるのではないかと感じております。

そして、すみません、こちらでちょっと補足なんですけれども、(10)番につきましては、小学校4年生のデータにちょっと不具合がありまして、4年生の分は載っておりません。

では、続きます。では、次のページをご覧ください。

11番、何か困ったことがあったときによく相談する相手は誰ですかという問いに対して、一番上の数字は保護者です。そして、2番目の米印のようなものがずっと上に上がっていく、こちらのグラフが学校の友達となっております。

ここで着目したいのが、相談しない子供が約10%いること、それからまた学年が上がるごとに、インターネットで知り合った人に相談すると答えている子供もいるということで、顔を見たことがない人にも、このような相談をしているということが実態から分かります。

(12)番、メールやLINEをしている相手は誰ですかという問いに対しまして、やはりここでもインターネットで知り合った人とメールやLINEをする子供が、学年が上がるごとに増えていることが分かります。それは、下の表の枠で係った部分になります。一概には悪いとかよいとか、そういう問題ではないんですけれども、顔が見てない相手ということで注目したいと思います。

続きまして、9ページ(13)番、こちらもゲームやインターネットの利用に関して、最も自分に近い選択肢を選択してくださいということで、ア、イ、ウと続いていきまして、最後が4ページにわたっていきまして、スまでとなっております。

こちらは子供たちの回答が当てはまるか、当てはまらないかというものなんですけれども、例えば(ア)ですと、長時間やり過ぎないように気をつけたり、時間を決めている。こちらに対して、当てはまらない、分かってはいるけれども、やめられないような子供たちが、この濃い色のところですよ。これだけいるというように見ていきます。

ちょっと着目したいところは、(イ)調べ物をするときは2つ以上のサイトで結果を確認するようにしている。こちらで当てはまる、当てはまらないと答えた子がこれだけいるんですけれども、こちらは学校でも調べ学習をするときの留意事項として、1つの情報だけではなく、2つ以上の複数の情報で情報を得ていくことで、確実な情報が得られるという指導をしておりますので、こちらは続けていきたいと思っております。

続きまして、ウ、自分のIDやパスワードは大切に管理している。こちら、1人1台端末になって力を入れているところではあるのですが、当てはまらないに回答している子がいるというような形で、こちらの(13)番の項目については、大人が子供にしっかりと教えていかなければならないモラルであるとか、セキュリティーであるとか、そちらの項目となっておりますので、こちらのあたりはきちっと学校で指導していけるように、研究所としてもバックアップをしていきたいと思っております。

10ページ、11ページ、12ページと、気をつけなければならない観点について、子供たちに同じように聞いております。どちらも当てはまらないと、まだ回答している子供たちがおりますので、知らなくて当

てはまらないのか、それとも、知っていてもついついやってしまうのかというところは見極めていきたいと思っております。

以上で説明が終わりになります。インターネットは便利な部分と危険な部分があるということをしかりと認識して、子供たちに指導をしていけるように、教育委員会でも支えていきたいと思っております。

以上となります。

○柿本 教育長 今の結果につきまして、何か委員の皆様からありましたらお願いいたします。

大分ちょっと心配な内容もちょっと盛り込まれております。いかがでしょうか。

及川委員、お願いいたします。

○及川 委員 すみません、3ページの(3)で、家の中で使うときのルールが、特にルールはないという子が20%とか、ずっと何%かいるんです。その中で、その子の個人によっても違うと思うんですけども、ルールがなくともちゃんと守れているのか、ルールを守れているからルールをつくっていないのか、そもそもすごく使っているけれども、親がルールをつくっていないのか、内訳みたいなものってありますか。

○柿本 教育長 どうぞ、研究所長。

○中村 教育研究所長 そちらのほうは、内訳はちょっと把握できておりませんので、聞き取りなどでちょっと確認して。

○及川 委員 多分、ルールがある子のほうが、すごく使っているからルールをつくられる、ルールを、規則をつくられると思うんです。なので、ちょっと、特にルールはないという、この子はすごく使っているのか、本人が守れるからつくっていないのかがちょっと知りたいなと思いました。

○中村 教育研究所長 分かりました。

○柿本 教育長 前田委員、お願いいたします。

○前田 委員 この調査は、大和市の小・中学校の各学年1クラスの抽出ですので、大和市の小・中学校の児童・生徒の実態をよく現しているのではないかなと思いました。すごく衝撃的な結果だと思います。

それで、たくさんあるんですけども、1つだけ言いますと、(13)の選択するところ、当てはまるか、当てはまらないかというところ

なんですけれども、ここを見ると、小学校4年生が多くの項目で一番当てはまらないが多いんですよ。これがすごく私としてはショックでした。

ということは、どういうことかということ、やっぱり低学年からこういうインターネットとかの利用する際の指導とか教育をしっかりしていかなければまずいんじゃないのかなということ、この調査で現しているんじゃないかと思いました。そういう感想です。

○柿本
教育長

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

森園委員、お願いします。

○森園
委員

本当に全部で2,669名の中のこの調査ということで、これをまとめてこれだけ図に表したり、表に表したり、大変だったと思います。

それで、ここから何が見えるかということ、本当に先ほどおっしゃったように、いかに子供たちがこの機器を使うのに当たって、正確にというよりは、何がいけなくてじゃない、何がこれはいいかということ、本当に基本的にしっかりと学ばせるということが大切ではないかというのを痛感します。

冒頭おっしゃっていましたように、子供と一緒に教え、考える、もうそれに、これを見ると尽きると思うんですね。特に当てはまるか、当てはまらないところも、この子供たちは結構わかっているんですよ。例えばウは、パスワードは大切に管理しているかということ、管理している子がすごく多いということもありますし、あと、それから、個人情報にあるようなことを書いたりしないように気をつけているか、これはすごく今問題になっていて、気をつけているかということ、これだけみんなが把握しているということは、それなりの部分は養われているのかなと、これを見ると分かりますが、それ以上に、またこの辺をもっと徹底した指導をしていただければうれしいかなと思っております。

以上でございます。

○柿本
教育長

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

では、予定されております報告は以上でございますが、ほかに事務局のほうからは何かございますか。

よろしいですか。

委員の皆様から何かございますか。

よろしいでございますでしょうか。

特にないようでしたら、10月の会議の日程をお知らせいたします。

10月定例会は10月28日、木曜日、午前10時からを予定しております。

続いて、先ほど日程変更いたしました日程第3、報告第5号「大和市教育委員会職員の人事異動について」ですが、非公開とすべき人事案件として、審議を非公開としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということですので、日程第3、報告第5号は非公開といたします。

関係者以外の退室をお願いいたします。

なお、関係者として、教育部長、教育総務課長を指定いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

(非公開の審議)

◎閉 会

○柿 本 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
教育長 これにて、教育委員会9月定例会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

閉会 午前11時26分